

外国免許切替Q & A

Q1 書類審査は予約制ですか？

来場した順番で当日受付をしています。

(受付時間内であっても当日の混雑状況等により、受付できないことがあります。)

Q2 代理申請できますか？

代理申請はできません。申請本人が来場してください。

Q3 通訳は必要ですか？

日本語が話せない方は、通訳できる方と一緒に来場してください。

Q4 神奈川県に住んできます。申請できますか？

東京都に居住している方が申請できます。他道府県に居住している方はそれぞれの道府県に問合せください。

Q5 土日休日も申請できますか？

月曜日から金曜日までの平日（休祭日を除く）のみの受付です。府中・鮫洲試験場は8時、江東試験場は7時45分に開場しますが、受付時間は午前8時30分から11時、午後1時から3時までです。

Q6 日本の免許証はいつもらえますか？

確認免除国等については当日、技能確認が必要な国等については技能確認に合格した当日です。混雑具合によっては確認免除国等であっても当日に交付することができず、後日再度来場のうえ免許交付になることがあります。

Q7 外国免許証の有効期限が切れています。申請できますか？

申請できません。有効な外国免許証が必要です。技能確認が必要な方は、技能確認実施日まで免許証が有効でないと切替えができません。

Q8 外国の国際免許から切替えできますか？

外国の運転免許証の現物が必要です。国際免許からの切替えは行っていません。

Q9 外国免許証は切替えをした後はどうなりますか？

返却しますが、国によって返納が法律で定められている場合はその国の法律に従って

ください。

Q10 適性試験とは何ですか？

視力・色彩・聴力・運動能力の検査を行います。眼鏡やコンタクトレンズを使用している方はあらかじめ準備をしてください。また、一定の病気等によっては事前の相談が必要であったり、医師の診断書を求めることがあります。(警視庁HP 運転免許関連→免許を取りたい→運転免許試験のご案内→その他→適性試験の合格基準)

Q11 深視力検査とは何ですか？

準中型・中型・大型・牽引を切替える際に受けるものです。三棹(さんかん)法の奥行知覚検査機により2.5メートルの距離で3回検査し、その平均誤差が2センチメートル以下であれば合格です。合格できないと先へは進めません。(警視庁HP 運転免許関連→免許を取りたい→運転免許試験のご案内→その他→適性試験の合格基準)

Q12 知識確認とは何ですか？

日本の交通法令等についての問題をパソコンで10問出題して、7問以上正解すると合格です。

Q13 知識確認は何語がありますか？

日本語のほか、英語、スペイン語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、ウクライナ語、シンハラ語、ヒンディー語、フランス語、トルコ語、ペルシャ語、ベンガル語、マレーシア語、アラビア語、ウルドゥー語があります。

Q14 技能確認はいつ実施しますか？

知識確認に合格した後に予約しますが、数か月お待ちいただいています。

Q15 技能確認の時に通訳と一緒に乗車できますか？

運転する際には本人のみしか車両には乗れません。運転の前に試験官が注意点を説明する際には一緒にいて通訳していただけます。

Q16 技能確認に合格できなかった場合は？

再度予約を入れ直します。

Q17 技能確認の練習をしたいのですが？

コース解放はありますが、車両やインストラクターを全て自分で用意する必要があります。自動車学校の斡旋はしていません。

(警視庁HP 運転免許関連→施設のご案内→運転免許試験場の運転コース開放参照)

Q18 手数料はいくらかかりますか？

申請手数料

普通2, 550円、準中・中型・大型4, 100円、

原付1, 500円、自動二輪(小型・普通・大型)・牽引2, 600円

同時併記手数料

一種目につき200円

交付手数料 一律2, 050円

例 1) 普通自動車 合計4, 600 (2,550+2050) 円

例 2) 普通自動車+小型自動二輪 合計7, 400 (2,550+2,600+200+2,050) 円

Q19 一回支払うと何回も受けられますか？

適性試験・知識確認・技能確認いずれかで不合格になった場合、次回受け直す際に申請手数料を再度支払います。

Q20 写真は古くてもいいですか？

6か月以内に撮影した新しいものをお持ちください。無背景・上三分身、口が閉じているものです。大きさは縦3×横2.4cmです。試験場内にカッターがありますので、撮影したまま持参していただければこちらで切ります。試験場内では1,000円で撮影できます。

(警視庁HP 運転免許関連→各種手続きについて知りたい→更新手続→各種申請用写真のご案内)

Q21 滞在を確認する物としてパスポートがあればいいですか？

基本的にはパスポートのスタンプを全て確認していますが、近年は出入国審査の自動ゲート化に伴いスタンプがパスポートに押印されない国が増えています。免許取得国においての出入国記録が取得できれば審査が容易になります。滞在国において出入国記録が取得できるのであれば、あらかじめ取得してください。取得期間は外国免許証の初回取得日からお願いします。オーストラリア・ニュージーランド・中国(過去10年分)・トルコなど、インターネット上から自分の出入国記録を取得できる国もありますが、タイ・フィリピン・香港など現地でしか取得できない国もあります。また韓国・台湾・サウジアラビアなど在日の大使館等を経由して取得出来る国等もあります。

Q22 出入国記録が取得できませんでした。他にどのようなものがあればいいですか？

働いていた方で在職証明がとれるのであれば、いつからいつまで免許取得国で働いていたと記載された在職証明を持参してください。学生であれば、成績証明と卒業証を併せて持参してください。通常卒業証には卒業日は記載されていますが、その学校にいつから通学しているのかが記載されていないものがほとんどです。成績証明があれば、○年に●●単位を取得～卒業証×年□月卒業という記載から期間が計算できます。いずれもコピーではなく原本をお持ちください。

Q23 免許取得後3か月以上という日数はどう数えるのですか？

免許を取得した日を含めて通算で90日以上免許取得国に滞在していたことを確認します。通算です。連続している必要はありません。出国・入国の日も1日として計算します。

例)2020年1月2日アメリカ入国

2020年3月10日アメリカ免許取得

2020年5月14日アメリカ出国(免許取得後滞在66日)

2020年8月24日アメリカ入国

2020年10月1日アメリカ出国(滞在39日) 通算105日

Q24 ドライビングレコードは必要ですか？

必要になることが多いので、現地で取得しておくことをお勧めします。インターネットや在日の大使館などを通じて取得できる国等はごく一部であり、現地から取り寄せをお願いすることも多いので、来日する前に取得しておくことをお勧めします。

Q25 どの免許でも切替えができるのですか？

免許発給国から当該免許についての情報が得られていない場合は切替えができません。

その場合は、一般の試験を受けて免許を取得することになります。